



軽自動車税（環境性能割）について

R7.4.1

税制改正により、令和元年 9 月末日をもって「自動車取得税」が廃止され、環境に良い軽自動車の普及を促進するため、令和元年 1 0 月から新たに軽自動車税に「環境性能割」が創設されました。これに伴い、従前の軽自動車税は、軽自動車税（種別割）に名称が変更されました。

軽自動車税（環境性能割）の課税対象

令和元年 1 0 月 1 日以後に取得した三輪以上の軽自動車に対して適用され、新車・中古車を問わず課税されます。ただし、以下の取得に対しては課税されません。

- ◇免税 軽自動車の取得価格が 5 0 万円以下のとき
- ◇非課税 相続による取得や、法人の合併または分割による取得、所有権留保付軽自動車の所有権が売主から買主に移転し取得したときなど
- ◇免除 自動車販売業者から取得した軽自動車をその性能が良好でないなどの理由で 1 か月以内に返還したときなど
- ◇減免 障害をお持ちの方が車両を取得するときや、災害によって軽自動車が使えなくなったため廃車した場合で一定期間内に代替自動車の条件を満たした軽自動車に買い替えたときなど

条件や詳細は、下記までお問い合わせください。

静岡県浜松財務事務所自動車税分室 電話 053-421-4543

軽自動車税（環境性能割）の徴収方法

軽自動車税（環境性能割）は市税となりますが、徴収の便宜や納税者の利便性、市町の事務負担等を考慮し、当面の間は静岡県が賦課及び徴収を行います。これまでと同様、軽自動車の取得時に申告及び納付を行ってください。なお、詳細は、下記までお問い合わせください。

静岡県浜松財務事務所自動車税分室 電話 053-421-4543

自動車取得税と
どう違うんだろう？



軽自動車の自動車取得税は、取得価格に対し一律 2 % が課税され、燃費のよい車は「エコカー減税」によって軽減されていました。環境性能割は、排ガス性能基準や燃費基準値の達成度に応じて課税されます。つまり、燃費のよい車ほど税負担が軽くなるしくみとなっています。

軽自動車税（環境性能割）の税率

税率は、燃費基準値の達成度に応じて決定され軽自動車の取得価格に税率を乗じた額が課税されます。

環境性能割の税額 = 軽自動車の取得価格（円）× 税率

税率〔令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで〕

区 分		税 率	
		自家用	営業用
（乗用） ・電気自動車、燃料電池自動車、排出ガス基準※に適合する天然ガス自動車 （※平成 21 年排ガス規制 NO_x10 低減または平成 30 年排出ガス規制適合車）		非課税	非課税
（貨物） ・電気自動車、燃料電池自動車、排出ガス基準※に適合する天然ガス自動車、 （※平成 21 年排ガス規制 NO_x10 低減または平成 30 年排出ガス規制適合車） プラグインハイブリッド自動車			
・ガソリン車 ・ハイブリッド車 いずれも平成 30 年排出 ガス規制 50%低減達成 車または平成 17 年排出 ガス規制 75%低減達成 車に限る	（乗用） 令和 12 年度燃費基準 80%以上達成車 （ただし、令和 2 年度燃費基準達成車に限る）	1%	0.5%
	（貨物） 令和 4 年度燃費基準 105%以上達成車		
	（乗用） 令和 12 年度燃費基準 75%以上達成車 （ただし、令和 2 年度燃費基準達成車に限る）	2%	1%
	（貨物） 令和 4 年度燃費基準達成車		
	（乗用） 令和 12 年度燃費基準 75%以上達成車 （ただし、令和 2 年度燃費基準達成車に限る）		
	（貨物） 令和 4 年度燃費基準 95%以上達成車		
上記以外（乗用・貨物）または令和 2 年度基準未達成車			2%

磐田市役所 企画部 市民税課 諸税管理グループ ☎ 0538-37-3767
FAX 0538-33-7715